

水産政策審議会第54回漁港漁場分科会会議次第

日時：令和6年5月22日（水）13時30分～

場所：農林水産省8F中央会議室

（東京都千代田区霞が関1-2-1）

1 開 会

2 水産庁漁港漁場整備部長挨拶

3 議 事

（諮問事項）

- ・漁港施設とみなされる施設の指定に関する基準について（諮問）

（報告事項）

- ・海業の推進に向けた取組状況について

4 閉 会

漁港漁場分科会委員

氏 名	現 職	備考
あ お き けんじ 青木 健治	北部太平洋まき網漁業協同組合連合会代表監事	
あ べ くに お 阿部 国雄	北海道漁業協同組合連合会代表理事会長	
おいかわ すすむ 及川 晋	石巻漁業（株）代表取締役社長	
く どう たかふみ 工藤 貴史	東京海洋大学海洋生命科学部海洋政策文化学科教授	分科会長代理
さ だ い け ゆ き 定池 祐季	東北学院大学地域総合学部政策デザイン学科准教授	
た か ま つ み つ え 高松 美津枝	全国漁協女性部連絡協議会副会長	
は し も と ひろゆき 橋本 博之	明治大学専門職大学院法務研究科教授	分科会長

（委員数 7 名：五十音順、敬称略）

漁港漁場分科会特別委員

氏 名	現 職	備考
ふかがわ さ お り 深川 沙央里	(株) クリエーション WEB PLANNING代表取締役	

（特別委員数 1 名：五十音順、敬称略）

（委員・特別委員数 合計 8 名）

水産政策審議会第54回漁港漁場分科会資料一覧

資料1 漁港施設とみなされる施設の指定に関する基準について

資料2 海業の推進に向けた取組状況について

漁港施設とみなされる施設の 指定に関する基準について

(水産政策審議会の議を経ることを要しない場合
の基準の策定について)

1. 漁港施設とみなされる施設の指定手続の緩和

- 漁港の区域内にない漁港施設（みなし施設）の指定について、社会的なニーズに即応し、柔軟に漁港機能を充実させていくため、今年度4月より改正漁港漁場整備法が施行され、**手続が簡素化**されることとなった。
- **第3種漁港や第4種漁港などに係るみなし施設については、今後、あらかじめ水産政策審議会の議を経た基準を定め、これに適合するかどうかを判断することで、個々の漁港ごとに水産政策審議会の議を経ずとも、農林水産大臣が指定できる**こととなった。

改正前

現在（R6.4.1以降）

第1種及び第2種漁港

（区域が2以上の都道府県にわたるものを除く）

市町村長又は都道府県知事が農林水産大臣の認可を受けて指定。

農林水産大臣は、認可に当たって水政審の議を経る。

市町村長又は都道府県知事が関係地方公共団体の意見を聴いて指定。（農林水産大臣の認可及び水政審の議を要しない。）

市町村長又は都道府県知事は、みなし施設を指定したときは、農林水産大臣に報告。

第1種及び第2種漁港

（区域が2以上の都道府県にわたるもの）

第3種及び第4種漁港

農林水産大臣が水政審の議を経て指定。

農林水産大臣が水政審の議を経、関係地方公共団体の意見を聴いて指定。

ただし、あらかじめ水政審の議を経て定める基準に適合するものは、水政審の議を経ることを要しない。

参考①. 漁港施設とみなされる施設とは

【漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号)】

(漁港施設とみなされる施設)

- 第六十六条 第三条に掲げる施設であつて、第六条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、市町村長又は都道府県知事が関係地方公共団体の意見を聴いて指定したものは、これを当該漁港の漁港施設とみなす。
- 2 市町村長又は都道府県知事は、前項の規定により施設の指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに、当該施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。
- 3 第三条に掲げる施設であつて、第六条第三項又は第四項の規定により指定された**漁港の区域内にないものについても、農林水産大臣が水産政策審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて指定したものは、これを当該漁港の漁港施設とみなす。**この場合において、指定しようとする当該施設で、農林水産大臣があらかじめ水産政策審議会の議を経て定める基準に適合するものについては、水産政策審議会の議を経ることを要しない。
- 4 農林水産大臣は、前項の規定により施設の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。

【旧漁港漁場整備法】

(漁港施設とみなされる施設)

- 第四十条 第三条に掲げる施設であつて、第六条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、市町村長又は都道府県知事が、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて指定したものは、これを漁港施設とみなす。この場合において、農林水産大臣は、認可をしようとするときは、水産政策審議会の議を経なければならない。
- 2 第三条に掲げる施設であつて、第六条第三項又は第四項の規定により指定された**漁港の区域内にないものについても、農林水産大臣が水産政策審議会の議を経て指定したものは、これを漁港施設とみなす。**
- 3 市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、前二項の規定により施設の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。

(漁港施設の意義)

第三条 この法律で「漁港施設」とは、次に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。

一 基本施設

- イ 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
- ロ 係留施設 岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋及び船揚場
- ハ 水域施設 航路、泊地及び漁具管理水域

二 機能施設

- イ 輸送施設 鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート
- ロ 航行補助施設 航路標識並びに漁船の入出港のための信号施設及び照明施設
- ハ 漁港施設用地 各種漁港施設の敷地
- ニ 漁船漁具保全施設 漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設
- ホ 補給施設 漁船のための給水、給氷、燃料供給及び給電施設
- ヘ 増殖及び養殖用施設 水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調製施設、養殖用作業施設、陸上養殖施設及び廃棄物処理施設
- ト 漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設 荷さばき所、荷役機械、配送用作業施設、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場、仲卸施設並びに直売所
- チ 漁業用通信施設 陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所
- リ 漁港厚生施設 漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設
- ヌ 漁港管理施設 管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設、発電施設その他の漁港の管理のための施設
- ル 漁港浄化施設 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設
- ヲ 廃油処理施設 漁船内において生じた廃油の処理のための施設
- ワ 廃船処理施設 漁船の破砕その他の処理のための施設
- カ 漁港環境整備施設 広場、植栽、休憩所、避難施設、避難経路、防災情報提供施設その他の漁港の環境の整備のための施設

第二章 漁港の指定

第六条 第一種漁港であつてその区域が一の市町村の区域に限られるものは、市町村長が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

2 第一種漁港であつてその区域が二以上の市町村の区域にわたるもの及び第二種漁港は、都道府県知事が関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

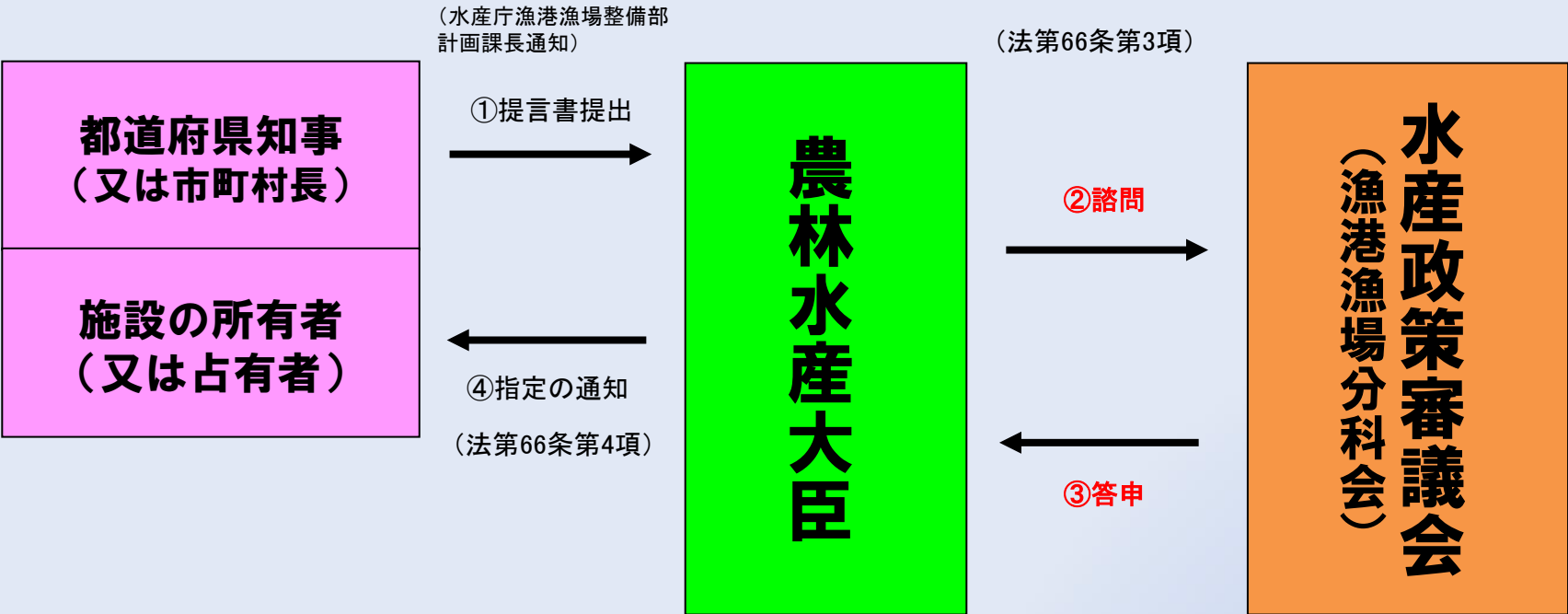
3 その区域が二以上の都道府県の区域にわたる第一種漁港及び第二種漁港は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

4 第三種漁港及び第四種漁港は、農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

5～10 (略)

参考②. 漁港施設とみなす場合の手続き

- <第1種及び第2種漁港>
(※区域が2以上の都道府県にわたるもの)
- <第3種及び第4種漁港>



【漁港及び漁場の整備等に関する法律第六十六条第三項】
第三条に掲げる施設であつて、第六条第三項又は第四項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、農林水産大臣が水産政策審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて指定したものは、これを当該漁港の漁港施設とみなす。この場合において、指定しようとする当該施設で、農林水産大臣があらかじめ水産政策審議会の議を経て定める基準に適合するものについては、水産政策審議会の議を経ることを要しない。

【同条第四項】
農林水産大臣は、前項の規定により施設の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。

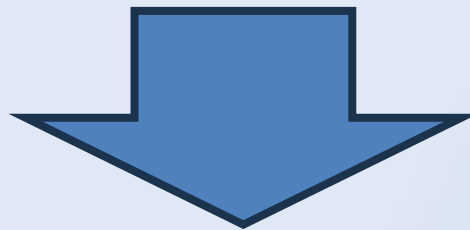
参考③. 漁港施設とみなされる施設の指定に関する観点

【漁港の指定等に関する基準の制定等について（H13.3.30付け水産庁長官通知）】
（※ H12.12.7 第189回漁港審議会議決）

第4

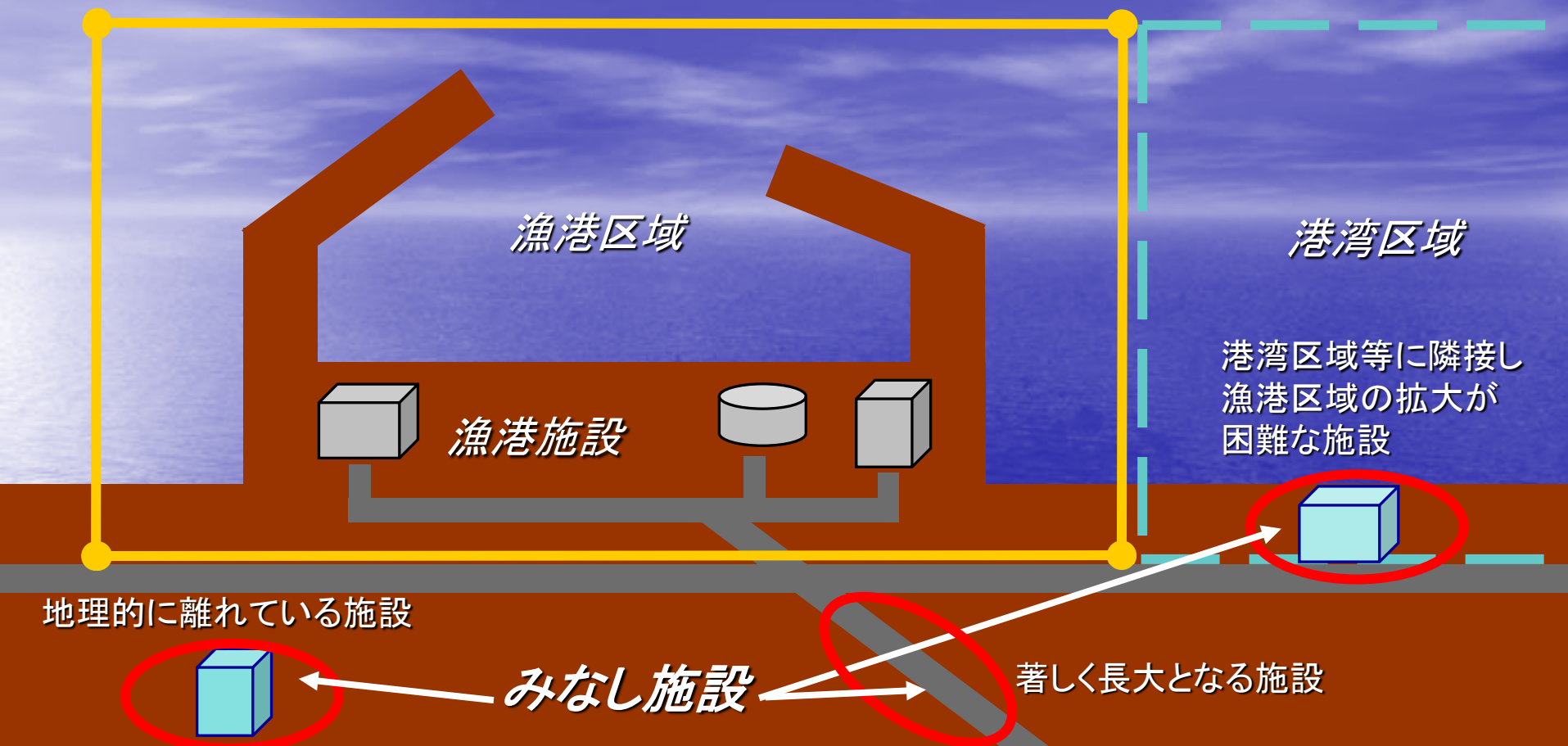
法第66条第3項の規定に基づく漁港施設とみなされる施設の指定については、次に掲げる要件をすべて満たしている場合に行うものとする。

- （1）当該施設が法第3条に掲げる施設に該当し、かつ、当該漁港の管理上又は機能上必要な施設として整備及び維持管理の対象とする必要があるものであること。
- （2）当該施設を漁港の区域に編入することが技術的に困難であるか、又は公益の観点から不適当であること。



※ 法第66条第3項後段に規定する水産政策審議会の議を経ることを要しない場合の基準を新たに策定

2. 漁港施設とみなされる施設



「(注)これまでの対応：漁港は水域及び陸域並びに施設の総合体であり、全てを区域内に包含することが原則である。一方で、漁港区域内の施設や行為については、漁港管理者によって、一定条件の下で処分制限がかかってくる等の管理上行使することができる私権の制限が及ぶため、その範囲を必要最小限度とすることが望ましいと考えられる。このため、これまで、一の施設が他の漁港施設と隔絶しているなど比較的独立して立地する場合、漁港の区域を拡大せずに当該施設を漁港施設とみなすこととして対応してきた。」

漁港施設とみなされる施設の指定に関して想定される類型は、以下のとおり。

- (1) 当該施設の設置を行うために要する漁港の区域が、施設の規模に比して著しく長大となり、拡大した場合過大な設定となるおそれのある以下の場合
 - ① 現在の漁港の区域内から区域外に長大な延長を有する施設を新設・延伸せざるを得ない場合
(例：現在の漁港の区域内と区域外の交通を確保するための輸送施設等（避難路）の設置)
(例：現在の漁港の区域内へ区域外から清浄な海水等を取水するためポンプ等の敷設)
- (2) 当該施設の設置を行うために要する漁港の区域について、地理的にはなれた区画を求めざるを得ず、拡大した場合過大な設定となるおそれのある以下の場合
 - ① 高度の高い用地を要する施設（漁業用通信施設、避難施設、漁具等の保管施設）を設置する場合
 - ② 水産物の衛生管理上、あえて、他の漁港施設と隔絶して立地させる必要のある施設を設置する場合
(冷凍冷蔵施設)
 - ③ 地方公共団体の有する計画等に伴い、地理的に離れた区域に移転をせざるを得ない場合（給油施設）
 - ④ 当該施設の設置に要する用地について、漁港の区域内に、当該面積を確保できない場合（給油施設、冷凍冷蔵施設）
- (3) 当該施設の設置を行うために要する漁港の区域について、拡大を予定する隣接区域が、他の諸法令による規制を受ける区域にあることによって、拡大の調整に目処が立たない以下の場合
 - ① 係留施設や漁獲物の処理・保蔵・加工・販売施設、補給施設といった水際線沿いに配置されるべき施設の延伸や新設を、隣接する港湾区域等に求めざるを得ない場合

（参考）漁港施設とみなされる施設の指定一覧

令和6年4月1日現在

都道府県名	漁港名	種類	施設名	水産政策審議会 (旧漁港審議会)	備考	指定理由	類型パターン					
				(1)			(2)				(3)	
				①			①	②	③	④	①	
1 宮城県	塩釜	3	漁業用通信施設	S28.7.16				○				
2 和歌山県	戸坂	1	道路	S41.1.29	40年度 672m×5.5m	・漁港と漁港の区域外の幹線道路とを結ぶ漁港関連道の整備。 ・地形上、僻地に位置しており災害を受けるおそれ。 ・漁港に必要な施設であり、災害復旧を含めて一体的な管理が必要。	○					
3 佐賀県	廻里江	2	道路	S42.3.15	41年度 1,281m×5m	－	○					
4 佐賀県	寺井津	1	道路	S42.3.15	40・41年度 413m×5m	－	○					
5 兵庫県	田久日	1	道路	S42.7.12	42・43年度 476m×4m	・漁港と漁港の区域外の幹線道路とを結ぶ漁港関連道の整備。 ・地形上、急峻な山合に位置しており災害を受けるおそれ。 ・漁港に必要な施設であり、災害復旧を含めて一体的な管理が必要。	○					
6 静岡県	焼津	3	漁業用通信施設	S42.10.17	用地を県が取得するため	－		○				
7 和歌山県	勝浦	3	漁業用通信施設	S43.6.24	県単補助事業	・外的要因(建造物の高層化等による電波障害の発生等)により、高台(漁港区域外)に移転整備する。		○				
8 和歌山県	勝浦	3	道路	S43.6.24	上記施設と町道を結ぶ道路	・外的要因(建造物の高層化等による電波障害の発生等)により、高台(漁港区域外)に移転整備する。	○					
9 福岡県	野北	2	道路	S44.1.31	43年度 510m×6.5m	・漁港と漁港の区域外の幹線道路とを結ぶ漁港関連道の整備。 ・地形上、洪水災害を受けるおそれ。 ・漁港に必要な施設であり、災害復旧を含めて一体的な管理が必要。	○					
10 岩手県	仮宿	1	道路	S44.9.3	43・44年度 1,623m×4m	・漁港と漁港の区域外の幹線道路とを結ぶ漁港関連道の整備。 ・地形上、急峻な山合に位置しており災害を受けるおそれ。 ・漁港に必要な施設であり、災害復旧を含めて一体的な管理が必要。	○					
11 和歌山県	瀬戸	1	道路	S44.12.5	44年度 385m×6m	・漁港と漁港の区域外の幹線道路とを結ぶ漁港関連道の整備。 ・地形上、地盤脆弱なことから災害を受けるおそれ。 ・漁港に必要な施設であり、災害復旧を含めて一体的な管理が必要。	○					

	都道府県名	漁港名	種類	施 設 名	水産政策審議会 (旧漁港審議会)	備 考	指 定 理 由	類型パターン						
					年月日			(1)	(2)				(3)	
								①	①	②	③	④	①	
12	島根県	塩津	1	道路	S44.12.5	44・45年度 2,180m×4m	・漁港と漁港の区域外の幹線道路とを結ぶ漁港関連道の整備。 ・地形上、急峻な山合に位置しており災害を受けるおそれ。 ・漁港に必要な施設であり、災害復旧を含めて一体的な管理が必要。	○						
13	鳥取県	境	3	給油施設	S45.3.28	3,000kl×1、1,500kl×1、 用地4,212㎡ 他	・周囲は港湾区域及び臨港区域が指定されており、漁港区域の拡大は困難。 ・漁港に必要な不可欠な施設であることから、一体的な管理が必要。							○
14	宮城県	気仙沼	3	漁業用通信施設	S45.7.25	鉄塔4 局舎その他用地3,072㎡	・外的要因(工場密集地帯となり電波障害が発生)により、漁港区域外に移転整備することになった。 ・漁港に必要な不可欠な施設であり、一体的な管理が必要。		○					
15	鳥取県	境	3	給油施設	S46.7.5	5,000kl×2、 用地3,355㎡	・すでにみなし施設に指定されている施設の拡張。 ・周囲は港湾区域及び臨港区域が指定されており、漁港区域の拡大は困難。 ・漁港に必要な不可欠な施設であり、災害復旧を含めて一体的な管理が必要。							○
16	宮城県	塩釜	3	漁業用通信施設	S46.9.28	鉄塔4 局舎その他用地3,355㎡	・外的要因(国道の交通量の増加及び消防署の近隣移転により電波障害が発生)により、漁港区域外に移転整備することになった。 ・漁港に必要な不可欠な漁港施設であり、一体的な管理が必要。		○					
17	青森県	八戸	3	給油施設	S47.10.14	4,500kl×1、1,000kl×1、 用地4,292㎡	・単独事業で漁港区域外に給油施設を設置。 ・漁港の区域内に利用・調整可能な用地がない。 ・漁港に必要な不可欠な施設であることから、一体的な管理が必要。						○	
18	鳥取県	境	3	給油施設	S49.3.13	10,000kl×1、 その他用地10,052㎡	・単独事業で漁港区域外に給油施設を設置。 ・漁港の区域内に利用・調整可能な用地がない。 ・漁港に必要な不可欠な施設であることから、一体的な管理が必要。						○	
19	島根県	大浜	2	道路	S49.11.16	48年度 317m×7m	・漁港と漁港の区域外の幹線道路とを結ぶ漁港関連道の整備。 ・地形上、急峻な山合に位置しており災害を受けるおそれ。 ・漁港に必要な施設であり、災害復旧を含めて一体的な管理が必要。	○						
20	北海道	砂原	3	冷凍冷蔵施設	S50.9.10	冷凍10t 冷蔵1,500t	・騒音・悪臭などの課題解決のため、外的要因(町が主体となって加工業者を集団移転)により、漁港区域外に移転整備することになった。 ・漁港に必要な不可欠な漁港施設であり、一体的な管理が必要。			○				
21	島根県	地合	1	道路	S50.12.3	50・51年度 598.5m×4m	・漁港と漁港の区域外の幹線道路とを結ぶ漁港関連道の整備。 ・地形上、僻地に位置しており災害を受けるおそれ。 ・漁港に必要な施設であり、災害復旧を含めて一体的な管理が必要。	○						
22	島根県	小伊津	2	道路	S52.6.10	52年度 延長944m 幅員4m	・漁港と漁港の区域外の幹線道路とを結ぶ漁港関連道の整備。 ・地形上、日本海の近くに位置しており災害を受けるおそれ。 ・漁港に必要な施設であり、災害復旧を含めて一体的な管理が必要。	○						

	都道府県名	漁港名	種類	施 設 名	水産政策審議会 (旧漁港審議会)	備 考	指 定 理 由	類型パターン						
					年月日			(1)	(2)				(3)	
								①	①	②	③	④	①	
23	鳥取県	境	3	冷凍冷蔵施設	S54.7.5	鉄筋コンクリート平屋建 6,018㎡ 冷凍能力:5,000t 敷地面積:10,853㎡	・漁港の区域内に利用・調整可能な用地がない。 ・漁港に必要な不可欠な施設であることから、一体的な管理が必要。						○	
24	島根県	小伊津	2	道路	S56.3.27	55・56年度 365m×5m、370m×6m	・すでにみなし施設に指定されている漁港関連道の延長。 ・漁港に必要な不可欠な施設であり、災害復旧を含めて一体的な管理が必要。	○						
25	鳥取県	境	3	給油施設	S59.10.23	7000kl、3000kl、 用地9500㎡	・外的要因(市が主体となって石油基地区域を移転)により、漁港区域外に移転することになった。 ・漁港に必要な不可欠な施設であり、一体的な管理が必要。					○		
26	鳥取県	境	3	漁業用通信施設	S63.8.4	鉄塔4 局舎120m その他	・地形上、陸域は狭隘なことから適当な場所が見つからない。 ・漁港に必要な不可欠な施設であることから、一体的な管理が必要。		○					
27	岩手県	釜石	3	冷凍冷蔵施設	S63.11.8	冷蔵能力5,000t 建築面積約3,000㎡	・地形上、陸域が狭隘なことから適当な場所が見つからない。 ・漁港に必要な不可欠な施設であることから、一体的な管理が必要。						○	
28	鳥取県	境	特3	荷捌施設、 冷凍冷蔵施設、 污水处理施設	H2.11.14	2・3年度 荷さばき施設 2棟 4,329.8㎡、冷凍冷蔵施設 冷凍 240t、冷蔵3,500t、污水处理施設 処理能力200㎡	・周囲は港湾区域及び臨港区域が指定されており、漁港区域の拡大は困難である。 ・漁港に必要な不可欠な施設であることから、一体的な管理が必要。							○
29	長崎県	長崎	特3	漁業用通信施設	H2.11.14	2～4年度 受信・通信所(鉄塔3 局舎225㎡ほか)、送信所(局舎84 ㎡ほか)	・地形上、適当な場所が見つからない。 ・電波障害防止等のため漁港の区域外の高台に設置。 ・漁港に必要な不可欠な施設であることから、一体的な管理が必要。		○					
30	鳥取県	境	特3	冷凍及び冷蔵施設	H28.11.1	冷凍冷蔵施設:1棟 4,904.55㎡ 附帯施設:1式	・周囲は港湾区域及び臨港区域が指定されており、漁港区域の拡大は困難である。 ・漁港に必要な不可欠な施設であることから、一体的な管理が必要。							○
31	鳥取県	境	特3	荷さばき施設	R3.7.26	鉄骨平屋建 1棟 1,722.15㎡ 附帯設備:1式	・周囲は港湾区域及び臨港区域が指定されており、漁港区域の拡大は困難である。 ・漁港に必要な不可欠な施設であることから、一体的な管理が必要。							○
32	鳥取県	境	特3	冷凍及び冷蔵施設	R5.2.21	冷凍冷蔵施設:1棟 2,897.244㎡ 附帯施設:1式	・周囲は港湾区域及び臨港区域が指定されており、漁港区域の拡大は困難である。 ・漁港に必要な不可欠な施設であることから、一体的な管理が必要。							○

計

32 件

道路

13件

漁業用通信施設

7件

給油施設

5件

冷凍冷蔵施設

6件

荷さばき施設

1件

13

7

1

1

4

6

海業の推進に向けた取組状況について

令和 6 年 5 月
水産庁漁港漁場整備部

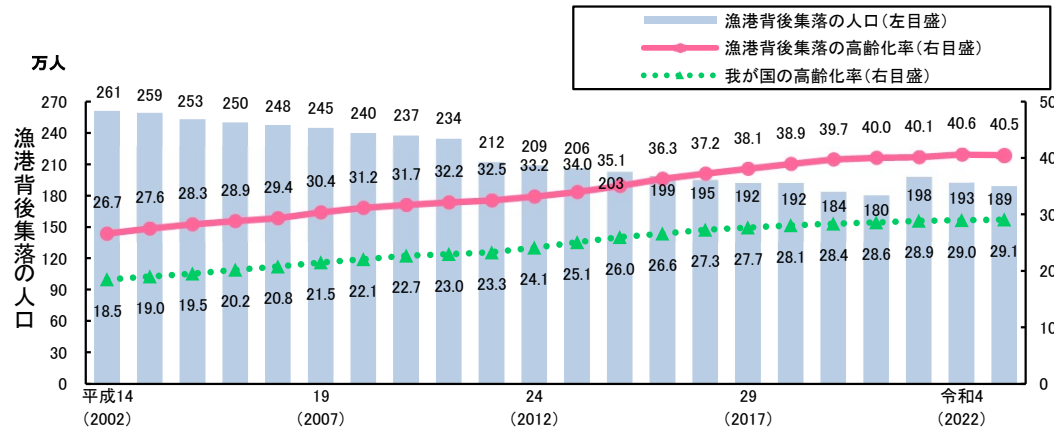
海業の推進について

- 漁村では、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行し、活力が低下。
一方、漁村の交流人口は約2千万人と大きなポテンシャルを有しており、漁村の賑わいの創出が重要。
- 豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業(うみぎょう)※の推進により、
地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。

※海業(うみぎょう): 漁村の人々が、海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組

■漁村の交流人口及び交流施設の設置状況の推移

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
漁村の交流人口 (千人)	19,854	20,024	20,222	18,558	20,108	23,420
水産物直売所等の 交流施設(箇所)	1,371	1,390	1,451	1,490	1,458	1,473



資料: 漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省「人口推計」(国勢調査実施年は国勢調査人口による)

(注1) 高齢化率とは、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。

(注2) 平成23(2011)～令和2(2020)年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島県の3県を除く。



■海業の場として漁港を活用



水産物販売施設



岸壁前に立地するレストラン



漁業体験



漁村の魅力を活かした宿泊(渚泊)



釣り体験



調理体験

新たな漁港漁場整備長期計画のポイント

重点課題

目指す姿と主な施策

主な成果目標

産地の生産力強化と輸出促進による 水産業の成長産業化

ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

圏域計画に基づく産地市場等の集出荷機能や製氷施設等の準備機能等の再編・集約
漁船の大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深
輸出先国の基準・ニーズに対応した高度衛生管理や安定供給のための漁港機能の強化

イ 養殖生産拠点の形成

養殖適地の拡大のための静穏水域の確保・活用、漁場環境の改善
種苗の確保から加工・流通に至る一体的な施設の整備

- 流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合
45% (R3) おおむね70% (R8)
- 漁港・漁場整備や漁港の活用を図る養殖生産拠点地域において、生産の維持・拡大により確保する養殖生産量
おおむね100万トン 等

海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による 持続可能な漁業生産の確保

ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

漁獲対象魚種の多様化に対応した漁場整備
フロンティア漁場整備や水産生物の生活史を踏まえた広域的な水産環境の整備等の資源管理の取組と連携した漁場整備
ハード・ソフト一体的な藻場・干潟対策

イ 災害リスクへの対応力強化

大規模地震・津波等に備えた漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、浸水対策
漁港・漁村における就労者等の避難対策
機能保全計画に基づく、予防保全型の老朽化対策への転換

- 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備による水産物の増産量 **5年間でおおむね6.5万トン**
- 藻場の保全・創造の取組を実施する**全ての海域**において、取組実施箇所の**藻場面積を維持・回復**させる
- 流通拠点漁港における、被災後の水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合
27% (R3) おおむね70% (R8) 等

うみぎょう

「海業」振興と多様な人材の活躍による 漁村の魅力と所得の向上

ア「海業（うみぎょう）」による漁村の活性化

地域の漁業実態に即した施設規模の適正化と漁港施設の再編等による漁港の利活用環境の改善
漁港と地域資源を生かした「海業（うみぎょう）」等の振興と漁港に関連産業を集積させるための仕組みづくり
ポストコロナを見据えた渚泊やワーケーション等の交流人口・関係人口の創出

イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

越波防止や防風施設整備等の安全対策の推進
浮体式係船岸や岸壁、用地等への屋根整備など軽劣化施設の整備
漁村における漁業集落排水施設や漁業集落道など、快適な生活環境の整備

- 漁村の活性化により都市漁村交流人口を増加
5年間でおおむね200万人
- 漁港における新たな「^{うみぎょう}海業」等の取組件数
5年間でおおむね500件

海業（うみぎょう）：海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業をいい、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの

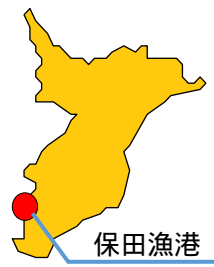
（共通課題）社会情勢の変化への対応

- ・グリーン化の推進（設備等の電化、給電施設の整備、省エネ対策、再生可能エネルギーの導入、藻場の保全・創造 等）
- ・デジタル社会の形成（産地市場の電子化の普及、海域環境観測システムの活用、ICTやドローン・ロボット技術の活用促進 等）
- ・生活スタイルの変化への対応（消費者ニーズに対応できる水産物の提供体制づくり、衛生管理と併せた感染症対策、移住・定住や交流の受入環境づくり 等）

海業の取組事例（千葉県鋸南町・保田漁港）

概要

- 保田漁港では、魚価低迷等により漁協の経営が厳しくなる中、水産物の付加価値向上や直販等による収益向上が課題。
- このため、漁協では、補助用地を町単独用地と交換することなどにより漁港用地を有効活用し、地元の魚を活用した魚食普及食堂「ばんや」をオープンするとともに、温泉宿泊施設や観光定置網等の事業を積極的に展開。
- これにより、地元水産物の利用拡大とともに雇用の増加が図られるなど、地域水産業の活性化に大きく寄与。
- 最近では、近くに整備された道の駅「保田小学校」との連携により、更なる集客数増加に向けた取組を展開中。



対策

外観



第三ばんや(H20)

店内から海を望む→

ばんや内観



【第一、二ばんや】

- ・漁港区域内にある町有地の占用を許可

【第三ばんや】

- ・町単独用地と補助用地を交換
- ・漁港施設用地利用計画を変更
- ・農山漁村活性化プロジェクト交付金を活用

マリナー

交換

第一、二ばんや(H7、H12)

ビジターバス(H12)

憩いの家・ばんやの湯(H15)

地産食材

定置網見学

温泉宿泊施設

道の駅「保田小学校」との連携（H28.12オープン）



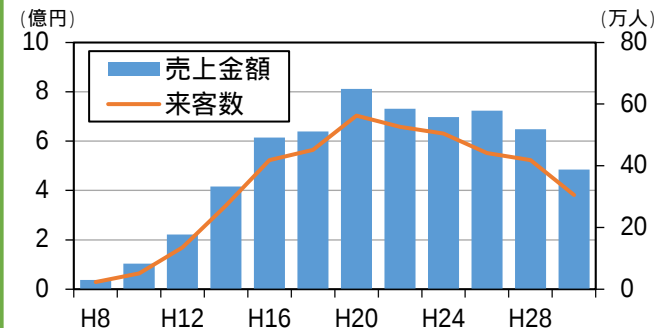
道の駅「保田小学校」



保田漁港近くに、廃校となった小学校を活用し「道の駅」がオープン。「ばんや」との相乗効果で更なる集客を目指す。

効果

年間約40万人が来訪し、約6億円の売上



海業の取組事例（福井県小浜市・内外海漁港）

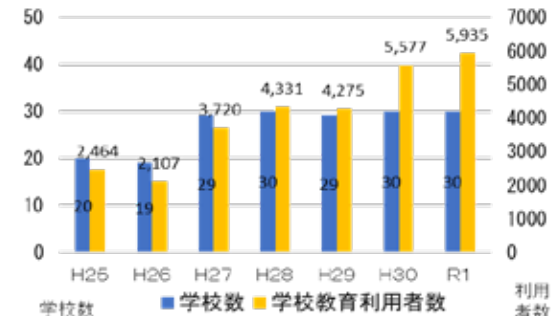
- 内外海漁港の港内を活用して、平成19年より「ブルーパーク阿納」を開所し、交流・体験型の食に関する教育の受入を開始。港内泊地を釣り体験の場に活用するとともに、用地を釣った魚を捌いたり食べたりするスペースに活用。
- 漁港背後には、地元水産物を提供する「漁家民宿」が多数。地域一帯となって漁業体験、水産物消費、宿泊とパッケージとなった体験型ツアーを展開し、施設への利用数は年々増加しており、地域活性化に寄与。



事業実施時期	平成19年オープン	
事業実施主体	小浜市阿納体験民宿組合	
設置した施設と有効活用手段	魚捌き体験施設	漁港環境整備施設用地（補助用地）の占用許可
	屋根(BBQスペース)	
	釣り堀、釣り桟橋	水域の占用許可（10年間）

効果

- 学校教育利用者数は年々増加し、利用者数は5,935人、30校（R1）
- 地元の民宿の女将や漁師が体験のインストラクターを担当し、地域の雇用確保にも貢献。



海業の取組事例（岩手県大槌町・吉里吉里漁港）

おおつち きりきり

概要

- 吉里吉里漁港付近の海域において試験的に始まったサーモン養殖は、令和4年4月より民間企業にて岩手大槌サーモン養殖事業として、吉里吉里漁港で水揚げ作業や飼料積み込み作業等が行われている。
- 令和5年度の水揚げ予定は700tであるが、令和9年度には2,000tの水揚げを目指していく計画である。増産計画に伴い、使用する飼料も現状の863tから2,580tに急増する見込みである。
- サーモン養殖事業のほか、吉里吉里漁港周辺では、藻場再生活動やダイビングを活用した体験型イベント、地引き網等の漁業体験、海洋環境保全に関する教育旅行の受け入れ、ウニの蓄養実証事業等が行われており、吉里吉里漁港周辺を中心に既存の取組が一体となった海業振興を展開していく予定。



海業の取組概要



【漁港を活用した増養殖】

- 「岩手大槌サーモン」海面養殖の拡大
- 選別水揚げ施設、飼料漁具倉庫、種苗馴致施設、一次処理加工施設の整備

【観光振興】

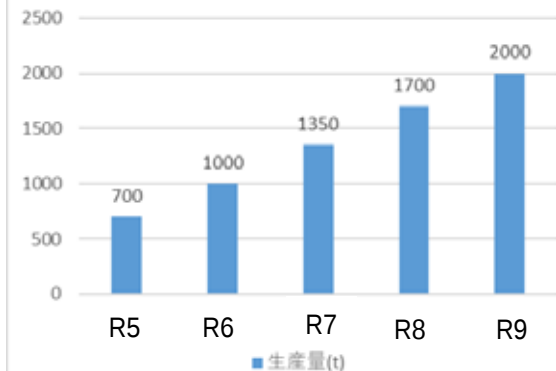
- 「藻場再生体験」「スキューバダイビング」等を活用した交流人口増
- マリンレジャー、地引き網等の漁業体験、渚泊等
- 「藻場再生」「ウニ蓄養」による漁業者の収入増
- 漁港周辺の静穏域を活用したウニ蓄養事業
- 藻場再生による磯焼け対策、磯根資源の漁獲量増

【小中高生を対象とした海洋教育】

- 学校教育の場での「海業」の理解、普及
- 出前授業、課外授業による担い手確保等

効果

サーモン養殖の生産計画量



試験養殖が始まった令和2年度は、85tの水揚げであったが、民間企業による養殖事業が始まった令和4年度には、351tの水揚げとなった。令和9年度には2,000tの水揚げを目指し、養殖生簀を現在の7基から20基へ増やす予定。

地引き網体験ツアーの取組状況

藻場再生の取組状況

サーモン養殖生簀

サーモン水揚げ状況

海業の取組事例（宮城県気仙沼市・気仙沼漁港）

概要

- 「気仙沼の顔」である内湾地区から市庁舎移転後の跡地周辺のまちづくりを進めるため、市と官民の協議体である「気仙沼まちなかエリアプラットフォーム」によって、「気仙沼まちなかエリアビジョン」を策定（令和5年3月）。
- ビジョンの取組の一つの「目的地となる港づくり」として、賑わい創出や交流人口増加に向けて、地域資源である内湾の水面を様々なアクティビティを楽しめる場とすることで、これまで「食べる」や「観る」が中心であった観光の目的に「遊ぶ」の要素を付加し、新たな層の来街者の獲得を目指す。



海業の取組概要

気仙沼漁港・魚町岸壁周辺



水上自転車



ハンドパドルボート



水上ピクニック



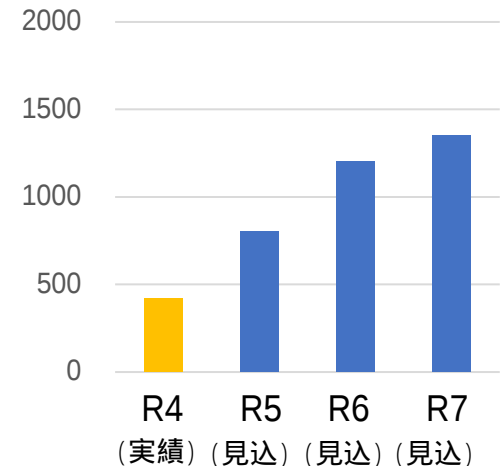
ロングベンチ



- ・令和4年度にデジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生推進交付金）を活用し、気仙沼まちなかエリアプラットフォームによる水上アクティビティ（水上自転車、ハンドパドルボート、水上ピクニック）の社会実験を3週間にわたって実施。
- ・漁港管理者（県）から市が占用許可を受け運営を気仙沼まちなかエリアプラットフォームが担った。同上の社会実験の期間中には、滞留空間の創出を目的に、漁港施設内の公園に漁網を使用したロングベンチも設置。
- ・同上の交付金により、令和5年度においても水上アクティビティの将来の常設化に向け、事業性の検証やさらなる安全性の確保、漁港利用の仕組みづくりの検討のため、事業候補者（民間事業者）による社会実験を予定。

効果

水上アクティビティ参加者（組）



- ・令和4年度社会実験（水上アクティビティ）の参加者は418組
- ・常設化に向けて漁業と関連した企画、展示等を検討
- ・交流人口の増加による水産物の消費拡大を目指す

海業の取組事例（和歌山県有田市・箕島漁港）

ありた みのしま

概要

- 箕島漁港では、漁業者数の減少もあり水産業での利用が低下。観光等での利用促進を検討。
- 常設の直売所を望む声があり、未利用となっていた野積場用地等を活用し、漁協直営の水産物直売所「新鮮市場浜のうたせ」を整備。
- 年間来場者数は約27万人と地域活性化に大きく寄与。



海業の取組概要



既存施設の利用

箕島漁港

野積場用地等

● 水産物直売所「浜のうたせ」

・常設の水産物直売所の整備に向け、平成29年度に有田箕島漁協役員による検討委員会を設立。商工会議所、観光協会、金融機関、民間事業者等がメンバーに加わり、当該施設を有田市の観光業における中核施設としていくことを決定。

- ・未利用となっていた野積場用地等を活用し、漁協直営の水産物直売所「浜のうたせ」を整備。運営は漁協が行い施設内には、箕島漁港で水揚げされた水産物をはじめとして地元農産物や土産品を販売する物販コーナー、地元水産物を利用した食事を提供する食事コーナーがあり、いずれも地元で水揚げされた水産物を活用することで魚価の安定化や所得向上に寄与。

実施年度	令和2年度
活用した漁港施設	漁港施設用地（野積場用地等）
実施した手続き	長期利用財産の財産処分、漁港施設用地利用計画の変更

直売等施設「浜のうたせ」



飲食コーナー



地元水産物を活用した料理



底びき網漁業



水産物販売

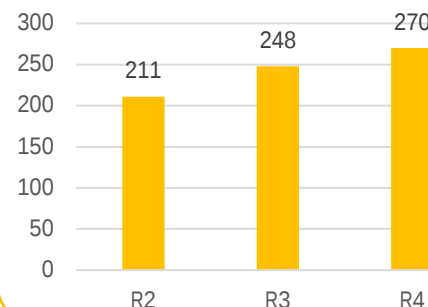


野菜・果物等販売



効果

浜のうたせ購買者数(千人)



・令和5年度から新たな取組として、季節限定のバーベキュー施設を整備・運営、さらなる誘客を図る。

バーベキューコーナー



漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の概要

背景

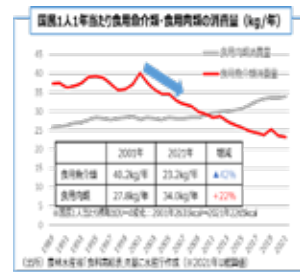
- 水産物消費の大幅な減少、主要魚種の不漁等の重要な課題に対し、漁港における「海業」の推進等により、水産業の発展及び漁業地域の活性化を図り、将来にわたって国民に水産物を安定的に供給していくため、以下の対応が必要。

1. 漁港における水産物の消費増進等のための取組の推進

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その価値や魅力を活かし、水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を、漁業利用との調和を図りつつ推進する仕組みを構築。

2. 漁港の機能強化

- 養殖による安定供給、輸出促進等に向けた衛生管理の高度化、販売機能の強化等の課題に対応できるよう、漁港施設を見直し。



法律の概要

漁港漁場整備法の一部改正

1. 漁港施設等活用事業制度の創設

法目的に「漁港の活用促進」を追加

- 目的規定に「漁港の活用促進」を追加し、法律名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」とする。(第1条)
- 国が定める基本方針に、漁港施設等活用事業の推進等に関する事項を追加。(第40条)

漁港施設等活用事業制度

- 漁港管理者は、基本方針に即して、漁港の漁業上の利用を確保するための関係者との調整等を経て、漁港施設等活用事業(漁業上の利用を確保した上で、漁港施設、水面等を活用して水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業)の推進に関する計画を策定できる。(第4条の2、第41条)
- 上記推進計画が策定された漁港において、漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者に対し、事業を安定的に実施するための新たな権利・地位として、
 - 行政財産である漁港施設の貸付(最大30年)や、
 - 漁港水面施設運営権(最大10年、更新可)の設定
 - 水面等の長期占用(最大30年)を可能とする。(第4条の3、第39条、第44条、第48条、第57条)



2. 漁港施設の見直し等

- 防波堤、岸壁、荷さばき所等の漁港の機能を構成する「漁港施設」について、養殖の推進、衛生管理の高度化、販売機能の強化等に対応するため、陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直売所、燃料供給施設等を追加。(第3条)



陸上養殖施設

- 漁港管理者と協力して漁港の維持管理等を行う団体を指定する制度を創設。(第61条～第65条)

水産業協同組合法の一部改正

- 漁業協同組合等が漁港施設等活用事業を実施する場合、組合員の労働力に係る員外利用制限の対象外とする。(第11条、第87条)

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(令和6年4月1日施行)

漁港施設等活用事業制度の創設

- 1 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する制度を創設。
- 1 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業（１）の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方を記載

活用推進計画【漁港管理者（地方公共団体）】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
- ・漁業利用に支障を及ぼさないための措置
- ・漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画（地域水産業の消費増進や交流促進）を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

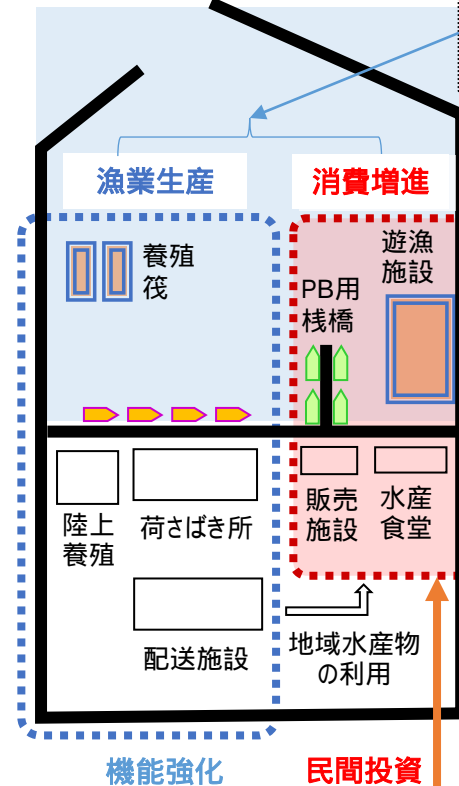
- 漁港施設（行政財産）の貸付け（最大30年）
- 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用（最大30年）
- 漁港水面施設運営権（みなし物権）（²）の取得（最大10年、更新可）

1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

本来機能を発揮しつつ
安定的な事業環境を整備

■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

消費増進



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

海業推進の支援事業の概要(令和6年度概算決定)

当省のハード・ソフト両面での事業支援制度を活用し、漁港の利活用環境の改善や海業展開に必要な調査、活動、施設整備等を支援するとともに、関係15省庁の協力の下、海業に活用可能な国などの支援策をまとめた「海業支援パッケージ」を作成・周知し、海業を推進

(1)当省の主な支援事業

[]内は令和6年度概算決定額

海業の展開に必要な調査等

- 浜の活力再生・成長促進交付金(水産業強化支援事業)【20億円の内数】
 - ・海業支援施設等の効果を促進するための情報発信等及びこれに係る調査
 - ・地域の活性化を図る地域人材の育成等及びこれに係る調査
 - ・漁村における交流面での活性化のための計画調査、外部人材招聘 等
- 漁港機能増進事業 【4.5億円の内数】
 - ・漁港の機能の再編分担及び有効活用に関する調査、総合整備計画の策定 等

海業にかかる活動支援

- 農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション推進事業)【83.9億円の内数】
 - ・農林漁業者、商工業者等が連携した新商品開発・販路開拓等の取組
 - ・渚泊ビジネスの実施体制の整備や経営の強化、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組【拡充】 等
- 漁協経営基盤強化対策支援事業 【2.6億円の内数】
 - ・海業に取り組む漁協へのコンサルタント派遣・金融支援
- 離島漁業再生支援等交付金 【13.52億円の内数】
 - ・離島地域の漁業集落が共同で行う漁業の再生のための取組
 - ・特定有人国境離島地域における漁業・海業による雇用機会の推進のための取組

漁港の利活用環境整備、海業支援施設の整備

- 水産基盤整備事業【730億円の内数】
 - ・漁港施設・用地の再編・整序等
- 浜の活力再生・成長促進交付金(水産業強化支援事業)【20億円の内数】
 - ・地域水産物普及施設、漁業体験施設等の整備
 - ・漁船以外の船舶の簡易な係留施設、陸上保管施設等の整備
- 農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション整備事業)【83.9億円の内数】
 - ・農林水産物の加工施設、販売促進(販売・貯蔵用)施設等の整備
 - ・釣り、潮干狩り、磯遊びの施設・休憩所等の整備
 - ・遊漁、ダイビング等に利用される係留施設、増殖施設等の整備
 - ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設など渚泊を推進するために必要な施設の整備 等
- 漁港機能増進事業【4.5億円の内数】
 - ・漁港の有効活用促進のための、陸上養殖に必要な用水・排水施設、水産種苗生産施設、養殖用作業施設等の整備
 - ・漁港の機能再編のための、用地の区画整理・整備・嵩上げ・舗装、支障物件の撤去 等

(2)海業支援パッケージ

- ・海業に取り組む民間企業や漁協、海業を推進する地方公共団体等の参考となるよう、関係15省庁等の協力の下、海業に取り組む際に関連する施策をまとめた「海業支援パッケージ」を作成。(令和4年12月作成、令和6年4月最新版更新)
- ・求められる支援内容に応じて、「海業の展開に必要な調査」、「ビジネス導入・創出・継続」、「経営改善、人材育成」、「デジタル化」などに分類。
- ・水産庁に総合相談窓口を開設し、相談内容に応じて関係省庁にも確認しつつ、一元的に対応。

海業に取り組む皆様へ

海業支援パッケージ(令和6年度版)

令和6年4月
水産庁

本資料について	1
---------	---

< 海業に関するご相談 >

海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）	2
-------------------------	---

< 海業の展開に必要な調査 >

海業の展開に必要な調査の実施や計画を策定したい	5
既存施設（用地、水域を含む）を海業のために活用したい	8

< 漁港内で海業を行う場の確保や既存施設の活用等 >

既存漁港施設（用地、水域を含む）を海業のために活用したい	9
漁港用地を再編・整序、漁港施設を再編・整理したい	9
共同利用施設を再編・整理したい	10

< ビジネス導入・創出・継続 >

ビジネスを展開したい	11
業務改善をしたい	14
事業承継をしたい	14
地域の魅力を発信したい	15

< 経営改善、人材育成 >

人材を確保したい	16
人材を育成したい	19
専門家に相談したい	20

< 観光業との連携 >

観光業と連携して交流人口を増やしたい	21
--------------------	----

< デジタル化 >

デジタルを活用してビジネスを展開したい	23
---------------------	----

< 金融 >

金融サポートを受けたい	25
-------------	----

< 税制 >

税制の優遇措置を受けたい	34
--------------	----

< 活動支援 >

■ 釣り、マリンレジャー等

釣り、マリンレジャー、マリンスポーツ等に取り組みたい	35
クルージング、釣り等のマリンレジャー振興に取り組みたい	36

■ 飲食、販売、加工

飲食事業、販売事業、加工品開発・製造に取り組みたい	37
---------------------------	----

■ 漁港を利用した増養殖

漁港及びその周辺で増養殖に取り組みたい	40
---------------------	----

■ 渚泊、体験等

渚泊や体験活動等に取り組みたい	42
-----------------	----

< 施設整備 >

■ 海釣り、マリンレジャー等

漁港に釣りやプレジャーボート等の受入施設を整備したい	46
漁村への交通手段を確保したい	48

■ 飲食、販売、加工

飲食事業、販売事業、加工品開発・製造のための施設を整備したい	49
--------------------------------	----

■ 漁港を利用した増養殖

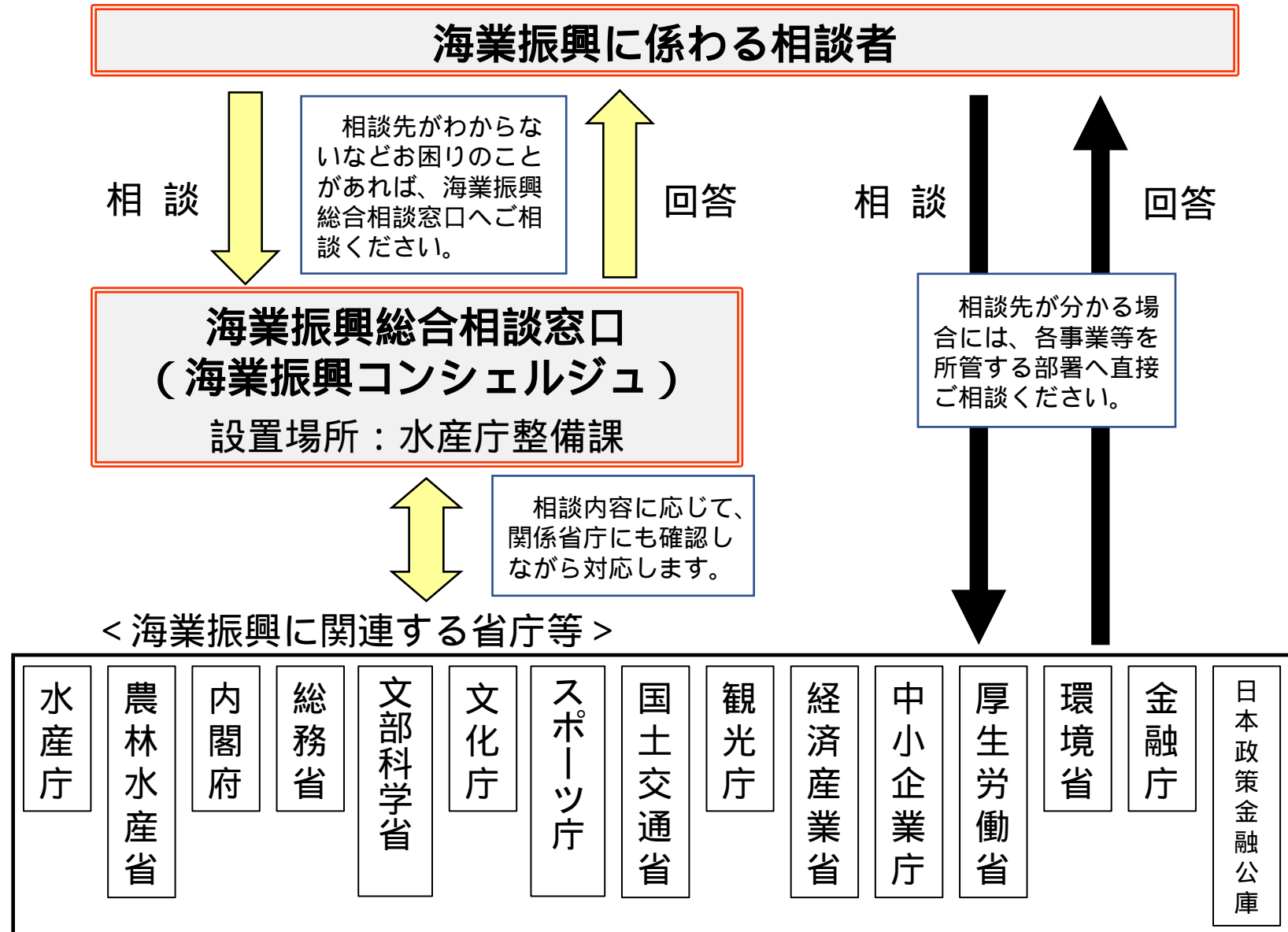
漁港の水域で増養殖環境を整備したい	51
漁港周辺で陸上養殖・種苗生産の施設を整備したい	52

■ 渚泊、体験等

宿泊施設や体験施設を整備したい	53
漁村の伝統文化、景観に関する施設を整備したい	56

海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）

水産庁では、漁港やその周辺の漁業地域において海業振興に取り組む方々に向けた総合相談窓口を開設しています。



「海業の推進に取り組む地区」について

趣 旨

海業振興の先行事例を創出し、広く普及を図っていくため、水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定化に寄与し、水産物の消費増進や他の地域との交流の促進により、地域のにぎわいや所得・雇用の創出が期待される取組である海業の推進に取り組む地区を令和5年12月～令和6年1月末まで募集し、令和6年3月末に「海業の推進に取り組む地区」54地区の公表を行った。

各地区における海業の取組計画を水産庁ホームページ等で公表し、当該取組を積極的に推進するとともに、今後海業に取り組もうとする他の地区の参考としているところ。

事業内容

1. 対象者

- ・漁港管理者、地方公共団体、水産業協同組合、民間事業者（任意団体含む）

2. 対象となる取組

- ・水産業の健全な発展等に寄与するもの
- ・海や漁村の地域資源や魅力を活かしたもの
- ・漁港管理者等関係者の間で協力関係が構築されているもの
- ・地域内での経済波及効果が期待されるもの
- ・おおむね2年以内に取組を開始するもの

のいずれも満たすもの

3. 支援

- ・海業の事業計画に対し、個別に助言や海業の推進に関する情報提供等

「海業の推進に取り組む地区」一覧

	都道府県	市町村	対象漁港等	申請者	取組内容
1	北海道	根室市 （ねむろし）	歯舞漁港 （はぼまい）	北海道、根室市、歯舞漁業協同組合	コンブ漁業体験インターシップ制度、組合施設（衛生管理型市場・防災施設・海業支援施設）の学生受け入れ、地元漁業者と合同でイベント開催、地域小中学生を対象とした水産学習・施設見学、遊覧船の運航、海業支援施設での地元水産加工品製造 等
2	北海道	寿都町 （すつつちょう）	寿都漁港 （すつつ）	寿都町	道の駅・浜直市場を中核とした水揚げ品・加工品販売、高付加価値品の開発・販売、マリンスポーツ事業、観光船、漁船クルージング、磯遊び、海の体験プログラム、プレジャーボートやヨットの係留・保管・貸出、海洋観光体験を付加した宿泊コンテンツ（寺泊） 等
3	北海道	泊村 （とまりむら）	盃漁港 （さかずき）	泊村	「北海道とまりカブトサーモン」の販促用ポスター・ステッカー作成、生食用に冷凍加工し、ふるさと納税返礼品として活用、生食用以外の加工品の開発、規模拡大のための養殖環境整備、コスト削減手法等の検討 等
4	北海道	神恵内村 （かもえないむら）	神恵内漁港 （かもえない）	神恵内村	漁港内の老朽化施設や用途廃止した施設を再整備し、ウニの陸上養殖施設を整備、ウニの陸上養殖施設に見学スペースと加工品作りを体験できるスペース設置、地域商社を設立し国内外の販路開拓・商品開発、漁協女性部による商品開発・販売 等
5	北海道	古平町 （ふるびらちょう）	古平漁港 （ふるびら）	古平町・東しゃこたん漁業協同組合	漁港内にある老朽化研修施設の一時滞在可能施設への整備、地域おこし協力隊による空き家リノベーション等漁港を核とした滞在型観光、教育学習、水揚げ風景の船上ツアー・市場見学・競り体験ツアー等観光プログラム、地元水産物を活用した商品開発、PR活動の展開 等
6	北海道	苫前町 （とままえちょう）	苫前漁港 （とままえ）	苫前町	新規事業者や高齢漁業者等がICTブイを活用しながらウニ・タコ等の蓄養、悪天候時の出荷や需要期における出荷等が可能な環境づくり（エサにブルーカーボンに貢献できるコンブを養殖）、キャンプ場やイベント、直売所・レストランで畜養した水産物のお荷・販売 等
7	北海道	白老町 （しらおいちょう）	白老港 （しらおい）	一般社団法人SHIRAOI PROJECTS	元漁師、釣り好きの町民による漁港ガイド、遊漁船を活用し、リピーターを獲得するサービスの開発、遊漁船予約プラットフォーム、「釣り文化振興モデル港」を参考に有料釣り場の開設、港に活気をもたらすイベント、陸上養殖業 等
8	北海道	羅臼町 （らうすちょう）	羅臼漁港 （らうす）	羅臼町	観光船乗り場の整備、大型クルーズ船係留、既存の取組と連携したオプションツアーの拡充、フリー散策手引きの作成、シャトルバスの運行、キャンプ場を活用した漁業者と宿泊者の交流イベント、海洋深層水散布による藻場繁茂、ブルーカーボン効果算出 等
9	岩手県	釜石市 （かまいしし）	箱崎漁港（箱崎地区） （はこざき）	岩手県	既存施設（フィッシャリーナ、緑地公園、オートキャンプ場、海水浴場等）や体験メニュー（自然体験プログラム、漁業体験等）を連携させたプログラムの創出や広告の強化、集客力の強いメニューの創出や、取組効果を向上させるための施設整備 等
10	岩手県	大槌町 （おおつちちょう）	吉里吉里漁港 （きりきり）	大槌町	岩手大槌サーモン養殖事業の成長産業化（内水面養殖施設整備）、イベント等での消費拡大・PR活動、磯焼けにより消失した藻場の再生・保全活動、痩せウニの畜養試験、観光・交流及び海洋学習の推進 等
11	宮城県	女川町 （おながわちょう）	女川漁港 （おながわ）	女川町	外国船籍を含む利用者の誘致を図るためビジターバース整備、休憩用キャビンやサウナ整備、離島観光ため定期船を利用する観光客がスムーズに乗下船できるように浮桟橋を整備 等
12	山形県	鶴岡市 （つるおかし）	由良漁港 （ゆら）	由良地域協議会「ゆらまちっく戦略会議」	水産加工品開発販売・ブランド化、漁業体験・漁法DVD配布・地元女性による商品開発、漁船クルージング・海中神輿、海岸清掃、各種イベント開催、地元高専と共同研究したマイクロプラスチックごみ回収の取組 等
13	千葉県	館山市 （たてやまし）	船形漁港 （ふなかた）	館山市	漁業体験、アマモ等の再生活動によるブルーカーボン創出、荷捌き施設を活用し、情報交流拠点を兼ねた直売所レストラン及び加工施設の整備、商業施設や宿泊施設の誘致、民間活力を活用した大型プレジャーボートの係留、友好交流都市や姉妹都市との交流事業 等
14	千葉県	富津市 （ふつつし）	富津漁港（下洲地区） （ふつつ）（したず）	新富津漁業協同組合	遊漁船の受入・管理、海釣り等の体験実施、朝市の定期開催、カキ小屋等の飲食施設の整備、ノリとカキの江戸前ブランド強化、ノリ加工施設及びノリ漁場・カキ漁場の見学プログラム 等
15	千葉県	南房総市 （みなみぼうそうし）	富浦漁港 （とみうら）	南房総市	修学旅行等を対象とした地引網体験や海鮮バーベキュー体験、クルージング、漁港内に生簀整備（釣り体験、水産物の一時ストック）、マリンレジャー誘致、プレジャーボート等とのゾーニング、地魚の活用促進と未利用漁等による新たなメニューの開発、増養殖施設整備 等

	都道府県	市町村	対象漁港等	申請者	取組内容
16	神奈川県	逗子市 (ずしし)	小坪漁港 (こつぽ)	逗子市	複合施設（事務所、加工設備、観光案内、防災、物販等）、漁業者による水産品の加工・販売、飲食提供、周辺観光地と小坪漁港を結ぶ海上タクシー、観光客や子どもを対象に漁業体験や加工体験 等
17	神奈川県	三浦市 (みうらし)	三崎漁港（二町谷地区） (みさき) (ふたまちや)	三浦市	市・漁協・民間連携による体験漁業コンテンツ開発、海面利用のルール作り、周知方法の検討、周知の実施、スーパーヨット利用海域と管理運営体制の構築 等
18	富山県	魚津市 (うおづし)	経田漁港 (きょうでん)	魚津漁業協同組合	海藻養殖、イワガキ養殖の展開、マリンレジャー環境の整備によるプレジャーボート利用拡大、加工事業の安定化（原料の安定確保と多様化）、長期滞在型宿泊者（ファミリーワーケーション、インバウンド客）の誘客推進、体験メニューのブラッシュアップ 等
19	福井県	高浜町 (たかはまちょう)	高浜漁港 (たかはま)	高浜町	高浜産水産物を使った海鮮バーベキュー場や朝市・屋市鮮魚販売、遊覧船事業、漁業体験（セリ・定置網水揚見学等）、キッチンカー貸出、海のオーナー制度、旧漁協施設・用地の活用 等
20	静岡県	沼津市 (ぬまづし)	戸田漁港 (へだ)	戸田観光協会	海の駅認定による「マリンチック街道」の登録と活用、漁港におけるプレジャーボートやヨット、大型クルーズ船招致、海の駅を活用したヨットレースの開催 等
21	静岡県	焼津市 (やいづし)	焼津漁港 (やいづ)	焼津市	焼津PORTERSの取組の強化・横展開、民間活力による宿泊・観光施設等整備、二次交通の整備、インバウンドなど新たな観光需要への対応、観光コンテンツの開発・パッケージ化、メタパス等を活用した体験・教育コンテンツの開発 等
22	静岡県	牧之原市 (まきのはらし)	地頭方漁港 (じとうがた)	南駿河湾漁業協同組合 (みなみするがわん)	マルシェ・軽トラ市での水産物・水産加工品販売、直売所整備、レストラン・バーベキュー場等地元水産物提供施設整備、海浜公園整備、海の利用ルールを発信する場として情報発信施設整備 等
23	静岡県	西伊豆町 (にしいずちょう)	仁科漁港（にしな） 田子漁港（たご） 安良里漁港（あらり）	西伊豆町	「はんばた市場」と提携した遊漁船で釣った魚を電子地域通貨で買取り、町内を周遊「ツッテ西伊豆」、遊休漁港をアプリ管理で有料釣り場化「海釣りGO!!」、釣り体験ツアーを入口に、移住者を募り、漁協組合員を目指す「西伊豆&ANGLER」、海藻養殖種苗生産ラボ設置 等
24	静岡県	吉田町 (よしだちょう)	吉田漁港 (よしだ)	吉田町	自然環境等を活用した体験プログラム、既存イベントの拡充と新規イベントの開催、既存漁港施設を釣り利用に開放、マリーナ化によるプレジャーボート受入、地元水産物の直売所・飲食店舗の開設 等
25	三重県	尾鷲市 (おわせし)	須賀利漁港 (すがり)	株式会社ゲイト	新しい担い手に魅力ある地域へ変革するよう教育機関を誘致、防災を軸に既存地域資源を見直し、教育・文化交流・医療・介護の拠点となりうるコミュニティの場づくり 等
26	三重県	鳥羽市 (とばし)	小浜漁港 (おはま)	鳥羽磯部漁業協同組合 (とばいそべ)	市場見学及び模擬入札体験、競り落とした魚を捌いて食するツアー、滞在型漁業体験実践プログラム、現役漁師や海女さんと懇談するサロン設置、低利養魚等の商品開発・加工・販売ルートの開拓、藻場造成及びブルーカーボン体験学習プログラム、インバウンド対策 等
27	三重県	熊野市 (くまのし)	二木島港及び周辺地域 (にぎしま)	株式会社ゲイト	大学有識者が参加した協議会を設立し、将来の漁港像を検討、新しい担い手となる子どもの体験プログラム、子どもや女性活躍の事業関与環境の促進 等
28	三重県	明和町 (めいわちょう)	下御糸漁港 (しもみいと)	一般社団法人明和観光商社（めいわ）	イベント・飲食・物販スペース整備、海洋環境や水産業を学ぶフィールド活用、多目的利用スペース整備（自然体験施設、キャンプ施設、給電・給水設備）、ヘリポート整備、マリンアクティビティ体験拠点 等
29	兵庫県	姫路市 (ひめじし)	姫路港（網干地区） (ひめじ) (あぼし)	姫路市漁業協同組合網干支所	漁港を離発着する観光船や漁船クルージングの運航、陸揚げされた水産物を使用したイベント開催、牡蠣祭りの開催、地元水産物を使用したイベントの開催、夜間の遊覧事業、地元水産物を使用した食事の提供 等
30	兵庫県	南あわじ市 (みなみあわじし)	丸山漁港 (まるやま)	南あわじ市	既存の生産物直売所、漁業活性化センター及び周辺漁港施設において水産物の消費増進や漁業・水産物等を活用した都市交流促進を目的とした取組（サウンディング調査実施済み）、今後プロポーザル方式等により海業に取り組む民間事業者を選定 等
31	兵庫県	新温泉町 (しんおんせんちょう)	居組漁港 (いぐみ)	浜坂漁業協同組合 (はまさか)	陸上養殖事業、海水浴・マリンアクティビティ・キャンプ・飲食・駐車場等の海の家事業、民間事業者による多目的利用、背後集落、背後山林のレジャーなどの利用 等

	都道府県	市町村	対象漁港等	申請者	取組内容
32	和歌山県	太地町 (たいじちょう)	太地漁港 (たいじ)	太地町漁業協同組合	森浦湾くじらの海遊歩道を活用した海釣りデッキ設置、くじらの海シーカヤック・SUP、教育観光ツアー、漁業体験・定置網見学、近隣地区宿泊施設との連携 等
33	広島県	尾道市 (おのみちし)	干汐漁港 (ひしお)	尾道市	地元水産物を使った食堂事業及び直売所設置、養殖業者や地元漁業者とタイアップした観光用釣り堀の設置、グランピング方式の宿泊事業、教育旅行、子ども会、企業研修を対象とした生涯学習研修施設・プログラム提供 等
34	山口県	周防大島町 (すおうおおしまちょう)	森野漁港 (片添地区周辺) (もりの) (かたぞえ)	周防大島町、山口県漁業協同組合東和町支店 (とうわちょう)	船舶を使ったダイビングやマリンレジャーの受入れ強化、地元水産物を使った加工品の開発・製造、自然環境新規施設整備と既存施設(宿泊施設、海水浴場、遊漁船業、養殖施設等)への支援、教育旅行の体験プログラムの拡充 等
35	徳島県	鳴門市 (なるとし)	撫佐漁港 (むさ) 室漁港 (むろ)	一般社団法人TSURIBITO	キッチン等を備えた筏で釣りと料理を楽しむ取組、閉校した幼稚園・小学校を使った観光施設と連携した釣り体験、地元の未利用漁を活用した弁当の開発、海ごみや釣りごみの啓発活動、釣りインストラクターの育成と体制づくり、カヤックフィッシング・乗船体験 等
36	徳島県	阿南市 (あなんし)	伊島漁港 (いしま)	徳株式会社東京久栄 伊島サテライトオフィス (とうきょうきゅうえい)	これまで見過ごされてきた地域資源を有効活用した体験プログラム開発、漁業体験、バーベキューによる魚介類の直販、漁船を活用したクルージング、貴重な自然に触れることのできるエコツアー、ポータルサイトの制作 等
37	愛媛県	上島町 (かみじまちょう)	篠塚漁港 (上島地区) (しのづか)	愛媛県漁業協同組合魚島支所 (うおしま)	空き家をゲストハウスとして改修、ワーキングホリデーやお試し就業体験の滞在先や、観光客への民宿サービスとして提供、マリンレジャーの積極的な受入れ、プレジャーボート向けの係留施設の整備 等
38	愛媛県	上島町 (かみじまちょう)	岩城漁港 (上島地区) (いわぎ)	愛媛県漁業協同組合岩城生名支所 (いわぎいきな)	「いわぎ海の駅」に加え、新たにプレジャーボート向けの係留施設を整備するため、漁船の係留施設の新規設置及び旧係留施設の改修、使用していない漁船等の処分、漁港を拠点とした観光イベント、漁業体験 等
39	愛媛県	愛南町 (あいなんちょう)	柏崎漁港 (かしわざき) 御荘漁港 (みしょう) 船越漁港 (ふなこし) 西浦漁港 (にしうら) 深浦漁港 (ふかうら)	愛南町	海業関連事業のマッチングや経営コンサルティング、地場産品の新商品開発などの中間支援を行う愛南コンシェルジュ設置、海の体験・環境保全等体験ツアー、特産品のプロコリーを給餌するウニ畜養、真珠母貝養殖を通して発行されるJブルーカーボנקレジット販売 等
40	高知県	室戸市 (むろとし)	室戸岬漁港及び周辺地域 (むろとみさき)	室戸市	水面を活用した体験観光メニューの開発・拡充(室戸ドルフィンセンターでのふれあい体験、マリンレジャー等)、室戸岬漁港を核とした周辺観光(海洋深層水体験交流、グランピング等)との連携、陸上養殖業者の誘致(新たな特産品、飲食店での提供) 等
41	高知県	安芸市 (あきし)	伊尾木漁港 (いおき)	安芸市	教育旅行等を対象とした観光スポットを一連で巡ることができる体験プログラム、利用の低下した水域施設及び漁港施設用地の活用(バーベキューやキャンプ、グランピング、マリンアクティビティ) 等
42	高知県	土佐市 (とさし)	宇佐漁港 (うさ)	高知県	釣り等マナー向上を図るためのルール作成、漁港利用者のための漁港環境整備(駐車場、トイレ、プレジャーボート一時係留施等)、釣りに利用する岸壁や防波堤等における安全対策、釣った魚を調理し、食事を提供する飲食・体験施設等の設置 等
43	福岡県	糸島市 (いとしまし)	加布里漁港 (かぶり)	糸島市	毎年設置・撤去が必要であった仮設カキ小屋から、維持管理コスト削減をするため、常設カキ小屋への切り替え、輸送コスト及び漁業者にかかる出荷作業負担軽減のための直売所の併設 等
44	佐賀県	唐津市 (からつし)	呼子港 (よぶこ)	佐賀玄海漁業協同組合 (さがげんかい)	漁業協同組合直営食堂の整備(海鮮バーベキュー、飲食店整備)、釣り堀機能整備(釣りトラブル解消、放流魚は漁業者から購入)、ファミリー層・釣り客・インバウンド客を対象とし魚食普及を図るための調理体験サービスの提供、イベントの開催(飲食店地魚フェア) 等
45	長崎県	対馬市 (つしまし)	比田勝港 (ひたかつ) 泉漁港 (いずみ) 鰐ノ浦漁港 (わにのうら) 豊漁港 (とよ) 大浦漁港 (おおうら) 富ヶ浦漁港 (とみがうら) 唐舟志漁港 (とうじゅうし) 浜久須漁港 (はまくす)	上対馬町漁業協同組合 (かみつしま)	地引網体験、海の駅、漁礁の設置、ダイビング事業の実施、飲食・体験施設として古民家の活用、魚捌き技術習得、筏レストラン、青空市、水揚げ見学、なやの浜でのレストラン、キャンプ場、海上アスレチックの設置、釣り施設 等
46	長崎県	対馬市 (つしまし)	三浦湾漁港 (みうらわん)	有限会社丸徳水産 (まるとくすいさん)	漁業者と取り組む藻場再生活動、食害生物駆除、食害魚等の加工品開発・製造、水産物を使った飲食店、高付加価値化、学校給食や島外レストランでの提供、漁業体験、漁協施設を活用したゲストハウス、漁師とツアー参加者による藻場再生活動に繋がる森林整備体験 等

	都道府県	市町村	対象漁港等	申請者	取組内容
47	長崎県	壱岐市 （いきし）	芦辺漁港 （あしべ）	壱岐東部漁業協同組合 （いきとうぶ）	低利用漁港施設のプレジャーボート受入れ、釣り堀、海産物バーベキュー場の開設・運営、食堂や水産物販売施設整備、日本古来の漁村文化や離島の自然を体験できる観光メニュー、移住漁業者の受入れ、海女等休漁期間がある漁業者を養殖作業で雇用 等
48	長崎県	新上五島町 （しんかみごとうちょう）	奈良尾漁港 （ならお）	奈良尾漁港賑わい創出協議会	漁協によるスピアフィッシング体験、水産業者による交流・宿泊施設の整備、ヨット等の受入れ係留桟橋の整備、背後漁港用地を活用したビジターセンターや直売所の整備、レンタサイクル等地区内周遊システムの構築、まち歩きマップ、マリンレジャーのルール作り 等
49	熊本県	天草市 （あまくさし）	牛深漁港 （うしぶか）	天草市	飲食や直販等の新たな取組を促すチャレンジスペース整備、総合交流施設整備、各施設を結び回遊性を向上させるウォーキングロード整備、実証実験の実施（飲食・直売・加工体験）、釣りいけす整備 等
50	宮崎県	宮崎市 （みやざきし）	青島漁港 （あおしま）	宮崎県	観光地に隣接する立地条件と漁港・漁村ならではの景観を生かし、新たな観光資源として民間事業者による癒し施設（サウナ・岩盤浴）設置とPR、水産物直売所及びレストラン設置、イベントの活性化 等
51	鹿児島県	指宿市 （いぶすきし）	山川漁港 （やまがわ）	山川町漁業協同組合	漁業体験（養殖エサやり）、食育体験（魚捌き、鰹たたき）、施設見学（荷捌所、冷蔵庫見学ツアー）、海上釣り筏整備、荷捌所の空所を活用した地元農水産物バーベキュー、地物水産物加工場、直売所整備、漁具倉庫の一部をコワーキングスペース改修、観光船の誘致 等
52	鹿児島県	日置市 （ひおきし）	江口漁港 （えぐち）	日置市	若手漁業者が法人を立ち上げ、月日貝（ツキヒガイ）の資源管理、ブランド化、漁港に隣接した海浜公園に飲食店開設、月日貝の情報発信、PR 等
53	沖縄県	名護市 （なごし） 大宜味村 （おおぎみそん）	屋我地漁港（やがじ） 仲尾次漁港（なかおし）	羽地漁業協同組合 （はねじ）	台風リスクを軽減できる富裕層向け船庫型マリーナ設置、プレジャーボート誘致、ビジター利用者向け一時係留施設の整備、ロット漏れ鮮魚を活用した飲食店、遊覧船の運航、ナマコの畜養 等
54	沖縄県	宮古島市 （みやこじまし）	池間漁港 （いけま）	池間漁業協同組合 （いけま）	地元高校との連携による観光プラン（サメ漁獲体験ツアー等）、民間企業とコラボし商品開発、市施設の多目的利用（宿泊施設として利活用）、地元水産物、駆除されたサメ等を活用した弁当提供、島内高齢者のための弁当提供、水産加工施設整備、インパウンドへの取組 等

特集 うみぎょう 海業による漁村の活性化



- 「海業」：海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業
- 海業の意義：漁村の人口減少や高齢化等、地域の活力が低下する中で、漁業利用との調和を図りつつ地域資源を最大限に活用し、水産業と相互に補完し合う産業である海業を育成し、根付かせることによって、地域の所得と雇用の機会の確保を目指す。



漁港の食堂（千葉県保田漁港）



水産物直売所（福岡県鐘崎漁港）



漁業体験（大阪府田尻漁港）



渚泊（北海道歯舞漁港）



海業ポスター

(2) 海業の先行的な取組事例

- 我が国の食用魚介類の消費が減少傾向で推移する中、漁村における四季折々の新鮮な水産物の魅力を活かした水産物の消費増進に寄与する取組は重要。
- 新鮮でおいしい水産物は漁村への来訪者を惹き付ける貴重な地域資源。
- 地域で獲れる水産物の販売やそれを食材とする料理の食堂等での提供は、漁村への交流人口の増加に貢献しており、各地域の特色を活かした多くの取組が行われている。

事例 漁協による食堂等の整備や道の駅との連携（千葉県保田漁港）

千葉県鋸南町の保田漁協では、魚価低迷等により漁協の経営が厳しくなる中、漁協が消費者へ水産物を直接提供する取組として、平成7（1995）年に漁協直営の食堂「ばんや」を開設。同施設が話題を呼び、首都圏近郊を始めとした来客数が増加する中、平成12（2000）年には「第二ばんや」、平成20（2008）年には「第三ばんや」を開設し、食堂に地元で水揚げされた魚を提供することにより、少量多種の水産物の利用による利用拡大や付加価値向上が図られた。

また、漁協が営む定置網を観光定置網として活用することや、温泉宿泊施設、プレジャーボート用のビジターバスの設置等の事業を積極的に展開し、雇用の増加が図られるなど地域水産業の活性化に大きく寄与。

さらに、鋸南町が、漁港近くの廃校となった小学校を道の駅として再生し、小学校の施設を活かした宿泊施設、直売所、食堂等を整備したほか、小学校に隣接し保田小附属ようちえんを開設し、保田漁協としてもこれらの施設との連携により更なる集客数の増加がみられている。



ばんや内観



道の駅「保田小学校」

事例 日曜朝市から複合的な事業への展開（大阪府田尻漁港）

大阪府田尻町の田尻漁港では、刺網等の沿岸漁業を中心とする漁業が営まれており、昭和62（1987）年から開始された関西空港開設のための埋め立て工事により漁場が縮小し、漁獲量が大幅に減少する一方、空港開設による宿泊施設や来訪者が増加。こうした中、田尻漁協は、漁港を活用し観光客を対象とした事業を行うこととし、平成6（1994）年には、漁港において漁業者が水産物を直接販売する日曜朝市の開設、漁業体験、海鮮バーベキュー、マリナー、水上バイク艇庫の事業を相次いで開始。

その後、冬期や荒天時における漁業体験に代わる事業としての海上釣り堀や、冬期に休業していた海鮮バーベキュー場を全天候型の施設とし、カキ小屋を開設するなどの取組を行っている。

これらの複合的な事業は、町の重要な観光資源となっており、漁協組合員の所得の増加に加え、地域の発展においても重要な存在となっている。



日曜朝市の様子



漁業体験の様子

第3節 海業の今後の展開

(1) 海業の推進のためのポイント

- 関係者間の合意の下、幅広い経済波及効果が生まれるよう、漁業関係者、行政関係者のほか、必要に応じ地域外の民間企業なども参加する協議会を設置するなど、多くの関係者を巻き込んだ取組とすることが重要。
- 漁業者等の所得向上と地域の雇用創出を図るため、各関係者の適切な役割分担の下、地域の将来像を踏まえた実践・継続可能な海業の計画づくりが必要。
- 地域の漁業実態に即した施設規模の適正化や、漁港施設・用地の再編・整序による漁港の利活用環境の改善を行い、地域の理解と協力の下、漁港と地域資源を最大限に活かした取組とすることが重要。
- 漁村へ人を呼び込んでいくには、漁村への来訪者の安全が十分に確保されていることが必要。

(2) 海業の推進のための今後の取組

- 漁港における新たな海業等の取組 500 件の展開に向けて、各地で漁業関係者が海業の取組を始められるよう、地方公共団体や民間企業等との連携の枠組みづくりや、子どもたちが海とふれあう機会の創出、海業のコンセプトや魅力の国内外への発信、多様化した消費者ニーズへの対応など、海業の普及啓発の取組を推進。
- 水産庁において、「海業の推進に取り組む地区」を募集し、令和6（2024）年3月に 54 地区を決定。今後、個別に助言や海業の推進に関する情報提供を行うほか、関係者による協議会の設置・運営等を通じて、実証的に新たな海業の取組計画策定を推進。
- 地方公共団体、漁協・漁業関係者、民間企業、民間団体等の海業に関心を持つ幅広い関係者との情報共有を図るとともに、それら関係者を対象とした「海業推進全国協議会」の開催等により、海業の優良な取組事例を普及・横展開。
- 漁業上の利用に支障を与えないことを前提に、漁港施設の長期貸付け、水面等の長期占用等を可能とするため、令和5（2023）年度に改正された漁港及び漁場の整備等に関する法律等に基づき、漁港施設等活用事業を普及するなど、漁港を十分に活かした海業の取組を推進。
- 漁村への来訪者にも安心して漁港を利用してもらえるよう、大規模地震・津波や激甚化・頻発化する自然災害による甚大な被害に備えて、漁港・漁村における防災・減災対策等の推進を図るため、漁港施設の耐震化・耐津波化、避難経路の整備等を推進。また、漁港施設等のインフラが老朽化する中、予防保全型の老朽化対策を推進。

「海業」について

I 海業の用語の歴史

「海業」は、昭和60年に当時三浦市長であった久野隆作氏が提唱した言葉であり、その後、平成2年から神奈川県三浦市「第3次三浦市総合計画」の中で用いられています。その中では、「海のもつ多様な価値や潜在能力を経済活動の対象とする産業群の集まり」を総括して「海業」として捉え、この展開を図ることで三浦市の活性化を目指すことから始まり、平成3年には「三浦海業公社」が設立され、現在に至るまで海業を実施し、推進しています。現在、海業は、三浦市にとどまることなく全国に広がり、全国各地で海業の取り組みが実施され、漁村の活性化が実現しております。

また、水産庁は、平成21年5月に「漁村活性化のあり方検討委員会」を設置し、漁村活性化のありかたについて取りまとめる中でも「海業」という用語を用いているところです。

学術分野においては、婁小波氏（東京海洋大学教授）、小野征一郎氏（近畿大学教授）、関いずみ氏（東海大学教授）等により、漁村の活性化の方法の一つとして研究され、著書等の執筆や講演等がなされています。

婁氏は、「海業の時代」（2013年）において、「海洋資源や漁村の文化・伝統などの地域資源を新たに価値創造して展開される、さまざまな地域の取り組みや、それによって躍動する地域の「なりわい」や地域経済の姿」を「海業」とし、海業による漁村再生の道を提言しています。

II 一般社会での定着

「海業」という用語については、以下の点から、既に一般社会・政府の両者において定着してきているとみる可以考虑しております。

① 主要紙においても多数の記事が掲載され、かつ、定義を打つことなく記載されていること

- ・毎日新聞（令和6年2月14日）
- ・日本経済新聞（電子版 令和5年11月1日）
- ・読売新聞（令和5年10月30日） 等

② 民間事業者が定義を打つことなく情報発信をしていること

- ・JTB
- ・（株）ゲイト
- ・株式会社ウミゴー 等

③ 地方自治体における課室の名称として使用されている例が複数あること

- ・神奈川県三浦市：海業水産課
- ・京都府京丹後市：海業水産課
- ・愛媛県愛南町：海業推進室 等

④ 「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業（以下「海業」という。）」（水産基本計画：令和4年3月閣議決定）というように様々な閣議決定文で用いられている上、最近では、経済財政運営と改革の基本的な方針 2023（令和5年6月閣議決定）のように、既に定義を打つことなく使われていること

第1回海業推進全国協議会

日時: 令和5年12月13日(水) 13:30 ~ 17:00

会場: 農林水産省 本館 7階講堂

< 議事次第 >

開会挨拶(農林水産大臣 宮下 一郎)

議 事

1. 海業の推進に向けた政策について (水産庁漁港漁場整備部計画課長 中村 隆)

2. 講 演

(1) 海業に関する基調講演

「海業推進の意義と課題」(国立大学法人東京海洋大学 副学長 婁 小波)

(2) 取組事例の講演

「海業×PPPで三浦に憧れを創る」(神奈川県三浦市 市長室長 徳江 卓)

「地域の漁業者が主役 海業のすすめ」(NPO法人かまえブルーツーリズム研究会 理事長 橋本 正恵)

「上ノ加江: 小さな漁村の体験漁業の取組」(高知県漁業協同組合上ノ加江支所 支所長 大高 明)

「小さな漁港をフル活用 田尻漁協の海業の取り組み」(田尻漁業協同組合 参事 上野 公敬)

「海業とBBQ親和性による成功事例」(株式会社デジサーフ 代表取締役社長 高橋 佳伸)

「観光業から取り組む海業地域活性化～和歌山県太地町～」(JTB和歌山支店 営業課長 颯田 康一)

3. 全体質疑

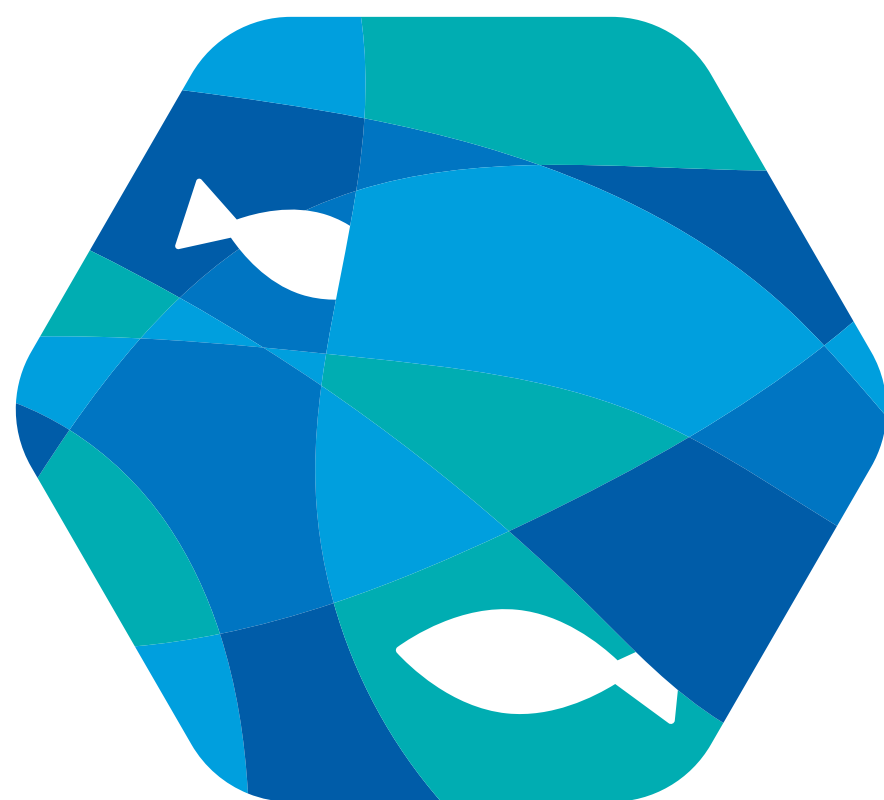
閉会挨拶(水産庁漁港漁場整備部長 田中 郁也)



沢山の人に乘ってもらえるよう
頑張っています！

海を楽しく、海業

初めての体験が沢山で
ワクワク！



海業

U M I G Y O

美味しい海の幸で、
心もおなか也大満足！

町が元気になり、活性化するよう
頑張っています！

海業（うみぎょう）とは 海や漁村の地域資源の価値や魅力を活かした事業で、地域のにぎわいや所得と雇用を創出するもの。
漁港での水産物の販売や料理の提供、遊漁、漁業体験等。